

小牧市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項の規定に基づく直接請求をする場合、署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年6月2日

小牧市選挙管理委員会

委員長 長 尾 英 俊

- | | |
|--|----------|
| 1 市の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定改廃を市長に請求するために必要な数（請求するための最小限度の数。以下同じ。） | 2,355 人 |
| 2 市の事務及び市長、教育委員会、公平委員会、農業委員会並びにその他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査を市の監査委員に請求するために必要な数 | 2,355 人 |
| 3 市の議会の解散を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 | 39,242 人 |
| 4 市の議会議員の解職を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 | 39,242 人 |
| 5 市長の解職を市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 | 39,242 人 |
| 6 副市長、選挙管理委員会の委員又は監査委員の解職を市長に請求するために必要な数 | 39,242 人 |
| 7 市の教育委員会の教育長又は委員の解職を市長に請求するために必要な数 | 39,242 人 |
| 8 合併協議会の設置を市長に請求するために必要な数 | 2,355 人 |
| 9 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付すよう市の選挙管理委員会に請求するために必要な数 | 19,621 人 |